

通所型サービス（現行相当）

（サービスコード：A 6）

R6. 4. 1改定

サービス内容	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス ○サービス提供の時間⇒現行の基準省令に準じる ○サービスの支援内容⇒現行の基準省令に準じる
対象者	○要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース （主治医意見書等にて認知症の診断がある方）
事業の実施方法	○事業者指定(平成 27 年 4 月 1 日以降事業所開設者は申請が必要)
人員基準	・管理者※ 常勤・専従 1 人以上 ・介護職員 ～15 人に専従 1 人以上 15 人～利用者 1 人に専従 0.2 人以上 ・生活相談員 専従 1 人以上 ・看護職員 専従 1 人以上 ・機能訓練指導員 1 人以上 ※支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能
設備基準	・食堂、機能訓練室(3 m²×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備、備品
運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 （現行基準と同様）
サービス提供者	○指定通所介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメント A）
個別サービス計画	○必要
計画期間	○介護予防通所介護に準じる
単価	要支援 1 1 月につき 1,798 単位 要支援 2 1 月につき 3,621 単位 ※加算減算についてはすべて適用
利用料	○1 割～3 割 ※昼食代は自己負担
給付管理	○対象 ・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者⇒予防給付の要支援 1 の支給限度額
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払